

5

市コード					
0	7	2	0	9	5

令和5年度市民税・県民税

特別徴収のしおり

相 馬 市

〒976-8601 相馬市中村字北町63番地の3
相馬市総務部税務課市民税係
TEL (0244) 37-2127 (直通)
FAX (0244) 35-4196

目 次

1. 市・県民税の特別徴収について…………… 1～2
2. 事務取扱いについてのお願い…………… 3
3. 給与所得者異動届出書の記載例…………… 4～9
4. 給与所得者異動届出書（10枚）……………綴じ込み
5. 法人等の異動・変更届出書……………綴じ込み
6. 納入書の記載のしかた……………10
7. 市民税・県民税の算出のしかた……………11～16
8. 退職所得に対する市・県民税の特別徴収について……17～20
9. 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書
10. 郵便局の指定について

この綴りは、本年6月から来年5月までの市・県民税特別徴収事務取扱い要領や異動届出等の関係書類並びに退職所得に関する事務取扱い要領等をまとめたものです。
 納入書については、別添にて封入しておきましたのでお使いください。

相馬市公金収納金融機関

東 邦 銀 行
 七 十 七 銀 行
 福 島 銀 行
 大 東 銀 行
 相 双 五 城 信 用 組 合
 あ ぶ く ま 信 用 金 庫
 ふ く し ま 未 来 農 業 協 同 組 合
 相 馬 双 葉 漁 業 協 同 組 合 本 所
 東 北 労 働 金 庫
 相 馬 市 役 所 ・ 相 馬 市 各 出 張 所

◎ 上記金融機関のない場合

最寄りのゆうちょ銀行

◎ 銀行振込の場合

東 邦 銀 行 相 馬 支 店
 普 通 口 座 2 4 4
 相 馬 市 会 計 管 理 者

※市民税・県民税（給与からの特別徴収分）は、口座振替できません。

1. 市・県民税の特別徴収について

[1] 特別徴収義務者の指定について

令和5年度市県民税の特別徴収について、地方税法第41条及び第321条の4並びに相馬市税条例第45条の規定によって貴事業所を特別徴収義務者として指定しました。

[2] 特別徴収義務者及び納税義務者あてに送付した書類の確認について

同封した関係書類は次の通りです。不足している書類があった場合は担当係までご連絡くださいますようお願いいたします。

(1) 特別徴収義務者あての関係書類について

- ①特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）……貴事業所を特別徴収義務者に指定した通知書です。併せて特別徴収税額を通知してあります。
- ②納入書……各月ごとに納期限が記載してありますので、徴収税額を記入し納期限までに納入してください。
- ③異動届出書（本しおりに綴じ込み）……退職、転勤等により特別徴収ができなくなった場合、必ず提出してください。

(2) 納税義務者あての関係書類について

- ①特別徴収税額の通知書（納税義務者用）……本人あてに税額を通知してあります。

[3] 納税義務者への通知書の交付について

納税義務者への通知書は特別徴収義務者を經由して交付することになっておりますので、次の給与日まで必ず交付してください。なお退職等により交付できない方については、異動届出書に納税義務者用の税額の通知書を添付して 5月26日(金)まで(必着) 返送してください。非課税者については、特別徴収税額の通知書に記載しました。通知書に記載されていない方は普通徴収にさせていただきました。

[4] 特別徴収税額の納入について

特別徴収義務者は、各納税義務者の月割税額を6月から翌年5月までの12回にわたり、毎月給与の支払いの際徴収し、翌月10日までに別添納入書の給与分の欄の税額を確認のうえ納入してください。

[退職所得分の市県民税について同じ月に納入の時は、納入済通知書裏面に記入のうえ一緒に納入してください。]

[5] 納入場所について〔表紙の裏に記載してあります。〕

- (1) 市内の事業所の場合は、相馬市公金収納金融機関へ納入してください。なお、市役所会計課窓口・各出張所でも受付けます。
- (2) 市外の事業所の場合も、指定金融機関へ納入してください。指定金融機関以外の銀行によっては、取扱手数料の必要などがありますので、そのような時はゆうちょ銀行をご利用ください。
ただし、新たに特別徴収義務者となった事業所で、東北6県以外のゆうちょ銀行での納付を希望される場合は、綴じ込みの「指定通知書」をゆうちょ銀行へ提出してください。

[6] 年度途中で税額の変更があった場合について

特別徴収税額を通知した後に税額の変更等があった場合、相馬市から特別徴収税額の変更通知書を送付いたします。納税義務者用変更通知書については本人へ交付してください。

なお、変更に伴う納入書については、改めて送付いたしませんので、納入額に変更が生じた場合は、今回送付された納入書納入金額(1)を二重線で見え消しし、変更後の額を納入金額(2)の欄に記入のうえ納入してください。(詳細については10ページを参照してください。)

[7] 退職所得にかかる市・県民税の納入について

退職所得にかかる市・県民税は納入書の納入金額の退職所得分の欄に税額を記入し、裏面の納入申告書にも必ず記入してください。(詳細については17ページ以降を参照してください。)

[8] 貴事業所の特別徴収義務者指定番号について

同封の「特別徴収税額の通知書」に記載した番号が貴事業所の指定番号です。今年度の納入書、異動届出書、その他特別徴収関係書類には、すべてこの番号を記入してください。

[9] 一括徴収について

令和6年1月1日以降退職される方については、最後の給与等の支払いの際に必ず残りの税額を徴収してください。なお、令和5年12月31日以前に退職される方についても、一括徴収にご協力くださいますようお願いいたします。

[10] 納期の特例について

常時給与の支払いを受ける従業員が10人未満の事業所は、申請により毎月徴収した月割税額の納付を、月ごとの12回から、12月と翌6月の年2回にまとめることができます。特例を受けるためには、申請による承認が必要となります。希望する場合は綴じ込みの納期の特例に関する申請書を担当係まで提出して下さい。

※年度の途中から特例を受ける場合は、申請の承認を受けた日の属する月から特例の対象となります。

2. 事務取扱いについてのお願い

市・県民税特別徴収に係る異動の事務を円滑にするため、次の諸点について特段のご協力をお願いします。

[1] 異動届出書の記載内容は正確に、提出は期限内をお願いします。

異動届出書の内容に誤りや記入漏れがあったり、提出の遅れ、又は提出の漏れがあると、相馬市で予定している納税額と貴事業所で計算した納税額に差異が生じることにより、過・不足が発生し督促状の発付など、ご迷惑をおかけすることになります。(相馬市に提出される場合は相馬市の異動届出書用紙をご使用願います。用紙がなくなりましたら電話でご連絡ください。直ちに郵送します。)

[2] 退職等の場合、未徴収税額について一括徴収くださるようお願いいたします。

一括徴収とは、納税義務者の申出により(翌年1月以降については納税義務者の申出に関係なく特別徴収義務者の義務として)最後の給与等の支払の際、残りの税額を徴収し納入していただく方法のことです。なお、死亡の場合は相続人の承諾を得てください。この場合は届出書のⅢの欄に記入していただくこととなります。(退職金に係る市・県民税額はこれとは全く別であり、また退職者が本人で納付する場合は一括徴収になりませんので、この欄は記入しないでください。)

[3] 転勤の場合の月割額について

納税義務者が転勤により新しい勤務先で特別徴収を希望したときは、転勤の日の翌月10日までに新しい勤務先を経由して申し出てもらうことになります。なお、新しい勤務先での月割額は当市からの通知による額を徴収してください。(旧勤務先は、転勤先での月割額、徴収開始月等を転勤先事業所へ「申し送り」されますよう、ご協力ください。なお、その際異動届出書中段の「転勤等による特別徴収届出書」の欄に「○月○日徴収する旨連絡済」とご記入ください。)

[4] 異動の日の属する月までは必ず徴収してください。

[5] 貴事業所の名称及び所在地等に変更があった場合は、速やかに「法人等の異動・変更届出書」を提出してください。

3. 給与所得者異動届出書の記載例

令和5年度 市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）

相馬市

〒976-0042
相馬市中村字北町 63 番地の 3
相馬物産(株)様

特別徴収税額		課税人員		非課税人員	
月	人数	納付額	人数	納付額	
割 額	6月分		12月分		
	7月分		1月分		
	8月分		2月分		
	9月分		3月分		
	10月分		4月分		
	11月分		5月分		
(備考)					

地方税法第41条及び第321条の4第1項並びに相馬市税条例第45条の規定によって、令和5年度市民税及び県民税の特別徴収税額を下記のとおり通知します。

令和5年5月17日

相馬市長 印

指定番号	0433136	宛名番号	0123456	市町村コード	072095	受給者番号	400	特別徴収税額	144000	納付額	6月分	12000	10月分	12000	2月分	12000
住		所		氏名		個人番号		中村太郎		納付額	7月分	12000	11月分	12000	3月分	12000
										納付額	8月分	12000	12月分	12000	4月分	12000
										納付額	9月分	12000	1月分	12000	5月分	12000
										変更月	月					

上記の人が次の条件を満たす時の各々の記載例

- 例1) 異動後も特別徴収になる時（5ページ）
8月31日に退職（又は転勤） 8月支払いの給与より8月分を徴収し、かつ新会社より9月支払いの給与より徴収しても良い旨承諾があった時
- 例2) 退職後一括徴収になる時（6ページ）
10月31日に退職 10月支払いの給与より10月分を徴収し、かつ残額についても10月支払いの給与より徴収する時
- 例3) 休職又は退職後普通徴収になる時（7ページ）
10月31日に休職 10月支払いの給与まで徴収し、11月の給与より徴収できなくなった時
- 例4) 給与支払報告書を提出したのち退職した時（8ページ）
前年度に特別徴収していなかった職員で、給与支払報告書に退職日を記載しなかった時
- 例5) 普通徴収である者を特別徴収に切り替える時（9ページ）
10月1日に就職 第2期分まで普通徴収で納税した者が、10月分の給与より特別徴収を希望する時
(このような場合、必ず未使用の普通徴収の納付書を異動届出書と同封で提出してください。)

<注> 普通徴収切替は12月末日異動分までで、それ以後は一括徴収にて納入してください。

令和 5 年度 給与支払報告書 にかける給与所得者異動届出書
 特別徴収

※処理事項	現年度	新年度	両年度

相馬市長殿 令和5年11月1日提出	所在地 〒976-8601 相馬市中村字北町63-3 ソウマブツサン 相馬物産(株)	指定番号	111111
		宛名番号	111111
給与支払者 (特別徴収義務者)	フリガナ	担当者	所属 税務課
	氏名又は名称	氏名	相馬
	個人番号又は法人番号	電話	0244-55-5555 内線 2222
		一人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載	

給与所得者	フリガナ	ソウマタロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収方法
	氏名	相馬 太郎							
	生年月日	T S H 55 年 5 月 5 日							
	個人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1							
	受給者番号	111111111							
1月1日現在の住所	福島県相馬市中村字北町63-3 相馬市役所1階 税務課		120,000	6 月から 11 月まで	12 月から 5 月まで	R5 年 11 月 10 日	2 退職・長 職 少 額 不 定 ・ 併 払 の 解 ・ 理由 【 事由・理由 】	1 右から 番号を 記入	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
異動後の住所	〒999-9999 ☎050-0000-0000 福島県相馬市小野字金谷台268-10シャルマンコートB202		円 60,000 円 60,000 円						

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	指定番号	222222	新規	法人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	新しい勤務先へは、月割額 60,000 円を 12 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
	所在地	〒979-9999 相馬市中村字北町63-3			担当者 所属 氏名 税務課 相馬	
	フリガナ	イソベショウジ			電話 0244-12-1212 内線 5555	納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 1 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要
	氏名又は名称	磯部商事(有)				

2. 一括徴収の場合

理由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続	納税義務者が転勤等により新しい勤務先で特別徴収を希望したときは、 転勤の日の翌月10日までに新しい勤務先を経由して 申出てください。
----	------------------	--	--

3. 普通徴収の場合

理由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又 3. 死亡による退職であるため	旧勤務先は、転勤先での月割額徴収開始月等を転勤先事業所へ 「申し送り」 してください。
----	------------------	---	---

令和 5 年度 給与支払報告書 にかける給与所得者異動届出書
特別徴収

※処理事項	現年度	新年度	両年度

相馬市長殿 令和5年12月10日提出	給与支払者 <small>(特別徴収義務者)</small>	所在地 〒976-8601 相馬市中村字北町63-3	指定番号 11111				
		フリガナ ソウマブツサン	宛名番号 11111				
		氏名又は名称 相馬物産(株)	所属 税務課				
		個人番号又は法人番号 111111111111111111111111	氏名 相馬				
		電話 0244-55-5555	内線 2222				
フリガナ ソウマタロウ		個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載					
給与所得者	フリガナ 相馬 太郎	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 120,000	(イ) 徴収済額 60,000	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 60,000	異動年月日 R5年12月1日	異動の事由 退職・長年の職・退職手当の併給・退職後未支給の退職金・理由	異動後の未徴収方法 2. 一括徴収
	生年月日 T.S.H 55年5月5日						
	個人番号 111111111111111111111111						
	受給者番号 111111111						
	1月1日現在の住所 福島県相馬市中村字北町63-3 相馬市役所1階 税務課						
異動後の住所 〒999-9999 050-0000-0000 福島県相馬市小野字金谷台268-10 シャルマンコートB202							

1. 特別徴収継続の場合				一括徴収税額 (最後の給与等の支払いの際、徴収した残りの税額) を納入する予定日等を必ず記入してください。	先へは、月割額 _____ 円を
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	指定番号	新規	法人番号		(翌月10日納入期限分)から
	所在地		担当者連絡先		入するよう連絡済みです。
	フリガナ				番号
氏名又は名称				要否 (み記載) _____ 1. 必要 2. 不要	

2. 一括徴収の場合				左記の一括徴収した税額は、
理由	1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	12 月分(翌月10日納入期限分)で
		12 月 31 日	60,000 円	納入します。

3. 普通徴収の場合				適用欄
理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため			

令和 5 年度 給与支払報告書 にかける給与所得者異動届出書
 特別徴収

※処理事項	現年度	新年度	両年度

相馬市長殿 令和5年9月30日提出	所在地 〒976-8601 相馬市中村字北町63-3	指定番号	111111	
		宛名番号	111111	
フリガナ ソウマブツサン	氏名又は名称 相馬物産(株)	連担当 者	所属 氏名	税務課 相馬
		電話	0244-55-5555 内線 2222	
個人番号又は法人番号	111111111111111111111111	一人個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載		
フリガナ ソウマタロウ	氏名 相馬 太郎	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)
生年月日	T.S.H 55年5月5日	120,000	6月から 9月まで	10月から 5月まで
個人番号	11111111111111111111		円	円
受給者番号	1111111111	異動後の住所 〒999-9999 050-0000-0000 福島県相馬市小野字金谷台268-10シャルマンコートB202	異動の事由 1. 退職 2. 職 3. 長 4. 額 5. 不 6. 定 7. の 職勤欠亡期散他	
1月1日現在の住所	福島県相馬市中村字北町63-3 相馬市役所1階 税務課		異動後の未徴収方法 3. 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人納付)	
異動後の住所	〒999-9999 050-0000-0000 福島県相馬市小野字金谷台268-10シャルマンコートB202	異動日 R5年9月30日		異動の事由 1. 退職 2. 職 3. 長 4. 額 5. 不 6. 定 7. の 職勤欠亡期散他

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	指定番号	新規	何月分まで徴収済かを必ず 記入してください。	新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	所在地	〒		受給者番号	
	フリガナ			納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要
	氏名又は名称				

2. 一括徴収の場合

理由 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 _____ 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
	2. 異動が令和 _____ 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円	

3. 普通徴収の場合

理由 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 5 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	適用欄
	2. 令和 _____ 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	
	3. 死亡による退職であるため	

例四

給与支払報告書を提出したのち退職した時
(令和五年度に特別徴収していなかった者について)

令和 6 年度 給与支払報告書 にかける給与所得者異動届出書
特別徴収

※処理事項	現年度	新年度	両年度

相馬市長殿 令和6年2月15日提出	所在地 〒976-8601 相馬市中村字北町63-3 フリガナ ソウマブツサン 氏名又は名称 相馬物産(株) 個人番号又は法人番号 11111111111111111111111111111111 <small>←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載</small>	指定番号	111111		
		宛名番号	111111		
		連担 絡先者	所属	税務課	
			氏名	相馬	
		電話	0244-55-5555 内線 2222		
給 与 所 得 者	フリガナ	ソウマタロウ		異 動 日 R6年 1月 30日	異 動 の 事 由 職 働 欠 勤 他 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
	氏名	相馬 太郎			
	生年月日	T S H 55年5月5日			
	個人番号	11111111111111111111111111111111			
	受給者番号	1111111111			
1月1日現在の住所	福島県相馬市中村字北町63-3 相馬市役所1階 税務課		異 動 後 の 住 所 〒999-9999 050-0000-0000 福島県相馬市小野字金谷台268-10シャルマンコートB202	異 動 後 の 未 徴 収 方 法	
異動後の住所					

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	指定番号	新規	法人番号		新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。 受給者番号 _____ 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) _____ 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要
	所在地	〒			
	フリガナ		担当者連絡先	所属氏名	
	氏名又は名称		電話	内線	

2. 一括徴収の場合

理由 右から番号を記入	1. 異動が令和 _____ 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	_____ 月 _____ 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	_____ 円	左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
	2. 異動が令和 _____ 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため					

3. 普通徴収の場合

理由 右から番号を記入	1. 異動が令和 _____ 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	適用欄
	2. 令和 _____ 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	
	3. 死亡による退職であるため	

令和 5 年度 給与支払報告書 給与支払報告書
特別徴収 にかかる給与所得者異動届出書

※処理事項	現年度	新年度	両年度

相馬市長殿 令和5年8月1日提出	給与支払者 <small>(特別徴収義務者)</small>	所在地	〒976-8601 相馬市中村字北町63-3				指定番号	111111													
		フリガナ	ソウマブツサン				宛名番号	111111													
		氏名又は名称	相馬物産(株)				連絡先者	所属	税務課												
		個人番号又は法人番号	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		<small>個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載</small>																			
給与所得者	フリガナ	ソウマタロウ																			
	氏名	相馬 太郎																			
	生年月日	T.S.H 55年5月5日																			
	個人番号	1111111111111111111111111111111111																			
	受給者番号	1111111111																			
1月1日現在の住所	福島県相馬市中村字北町63-3 相馬市役所1階 税務課																				
異動後の住所	〒999-9999 ☎050-0000-0000 福島県相馬市小野字金谷台268-10シャルマンコートB202																				
	(ア)特別徴収税額(年税額)	120,000	(イ)徴収済額	30,000	(ウ)未徴収税額(ア)-(イ)	90,000	異動年月日	R5年7月31日	異動の事由			異動後の未徴収方法									
		円	円	円	円				1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人納付)												
										<small>1. 退職 2. 退職 3. 退職 4. 退職 5. 退職 6. 退職 7. 退職</small> 退職・理由 就職											

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先 <small>(特別徴収義務者)</small>	指定番号	新規	法人番号																	新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。			
	所在地	〒	担当者連絡先	所属氏名																	受給者番号		
	フリガナ		電話	内線																	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から番号を記入 1. 必要 2. 不要	
	氏名又は名称																						

2. 一括徴収の場合

理由	1. 異動が令和 _____ 年12月31日までに、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	_____ 月 _____ 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	_____ 円	左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。
	2. 異動が令和 _____ 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため					

3. 普通徴収の場合

理由	1. 異動が令和 _____ 年12月31日までに、一括徴収の申出がないため	適用欄	普通徴収の未使用の納付書2~4期分を同封いたします。8月分以降特別徴収をお願いします。
	2. 令和 _____ 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため		
	3. 死亡による退職であるため		

令和 年度 給与支払報告書 にかける給与所得者異動届出書
 特別徴収

※処理事項	現年度	新年度	両年度

相馬市長殿 令和 年 月 日 提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒										指定番号					
		フリガナ											宛番号					
		氏名又は名称											連絡先 担当者	所属				
		個人番号又は法人番号												氏名				
												電話	内線					
給与所得者	フリガナ											(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収方法	
	氏名																	
	生年月日	T・S・H	年	月	日													
	個人番号											円	円	円	年	月	日	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
	受給者番号																	
1月1日現在の住所											円	円	円	年	月	日	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
異動後の住所	〒		番							円								円

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	指定番号	新規	法人番号											新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	所在地	〒										担当者連絡先	所属 氏名	受給者番号	
	フリガナ											電話	内線	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要
	氏名又は名称														

2. 一括徴収の場合

理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため										徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
	2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										月	日	

3. 普通徴収の場合

理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため										適用欄
	2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため										
	3. 死亡による退職であるため										

法人等の 変更届出書

決裁	課長	主幹	課長補佐	係長	課員
受付印		法人番号		指定番号	
		〒			
令和 年 月 日		本店所在地			
相馬市長様		TEL ()			
代表者氏名 印		⑩			

下記のとおり 異動・変更 したのてお届けします。

実際の異動 変更年月日	令和 年 月 日	※登記が必要 となる場合	異動変更の 登記年月日	令和 年 月 日
変更事項	変更 前		変更 後	
フリガナ				
本店・市内事業所				
名称				
所在地	〒			
電話番号	方書き ()		方書き ()	
役職名				
フリガナ				
氏名				
資本または 出資の金額	十億 百万 千 円 (自) ~ (至)		十億 百万 千 円 (自) ~ (至)	
事業年度	月 日 ~ 月 日		月 日 ~ 月 日	
書類等 送付先				
備考				

○添付書類 1. 定款・規約等の写し 2. 登記簿謄本の写し

※注 意 1. 登記を必要としない 異動・変更 については、登記簿謄本の添付は必要ありません。
2. 変更事項のみ該当する欄に記入してください。